

【当社と電気のご契約をいただいているお客さまへ】

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた電気料金 の特別措置について

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、一時的に電気料金の支払いが困難となるお客さまに対し、電気料金の支払猶予等の特別措置を設けておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響が拡がり、全国を対象に緊急事態宣言が発令されていることを踏まえ、以下のとおり特別措置の内容を変更することとしました。

なお、本特別措置の適用対象に該当しない場合でも、新型コロナウイルス感染症の影響により電気料金の支払いにお困りの方はご相談ください。

1. 特別措置の内容

電気料金の支払期日※1を、2020年3月分※2から12月分は原則として5カ月間、2021年1月分は原則として4カ月間、2021年2月分は原則として3カ月間、3月分は原則として2カ月間、4月分は原則として1カ月間延長します。

※1：支払義務発生日（検針日）から31日目の日

※2：支払義務発生日が2020年3月19日以降となるものに限ります

2. 特別措置の対象となるお客さま

- ・新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けているお客さま※3
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に電気料金のお支払いが困難と認められるお客さま

※3：「緊急小口資金または総合支援資金」の貸付を受けているまたは受けようとしているお客さま

3. お申し込み方法

特別措置のお申し込みは、以下までお電話ください。

【おりづる電気直通】082-555-3510（受付時間 平日 10時～18時）